

# SGEC 分別・表示事業体審査報告書

麒麟木材株式会社

平成19年9月

(社)全国林業改良普及協会

## 目 次

I. キリン木材株式会社の概要

II. 審査経過

III. 審査における判定事由書



## 【従業員数】

62名

### 5. 分別・表示管理体制

プレカット工場として、注文先ごとの木材が他と混入しないよう、ISO9001に基づく「作業標準」及び「製品管理標準」を定め、既往のラインにおいても厳密な管理が行われている。

認証林産物を扱うに際しては、さらに「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定め、「SGEC森林認証された森林から生産した認証林産物と、非認証の他の林産物が受入から加工、出荷されるまでの各工程において、混入しないよう、分別・表示管理を担当する管理責任者を設置し、管理体制を確立するとともに、伝票・帳票類を作成・保存して認証林産物の普及・PRに努める」こととしている。

さらに、「認証林産物の生産・加工・管理計画書」及び「認証林産物の分別・表示管理体制」を定め、流通段階で認証林産物を量的に把握し、分別・表示管理の徹底と管理体制を確立していくことを確認した。

### 【主な確認資料】

- ・キリン木材会社概要
- ・SGEC森林認証事業体組織図
- ・認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・認証林産物の生産・加工・管理計画書
- ・認証林産物の分別・表示管理の体制
- ・キリン木材製品管理規定
- ・キリン木材作業標準
- ・キリン木材製品管理標準
- ・同社HP: <http://www.kirin-mokuzai.co.jp/>

## II. 審査経過・確認資料一覧・写真

### 1. キリン木材株式会社の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、水野邦彦の3名が下記のとおり行った。

#### 【審査申込】

平成19年8月29日／審査申込

(内容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

#### 【認定審査】

9月6日／書類確認及び現地確認

(場所)

キリン木材株式会社事務所およびプレカット工場

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会審査員	児島 裕
同 専門審査員	水野 邦彦

(出席者)

キリン木材(株)取締役事業部長	藤田 行男
同社 業務部門	藤山 秀子
同社 製造部門	上川内純一
太田川流域 SGEC ネットワーク代表	安田 孝

(内容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. 事務所において事業の概要、現行の原料の購入、保管、加工、出荷における木材の流れ、および委託加工における受け入れ・管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・加工、出荷管理計画、分別・表示管理の体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 同社プレカット工場及び原料保管庫において、認証材置き場、工程、製品の分別状況を確認した。
4. SGEC 分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を行い、遵守意志を確認した。

## 【審査判定】

平成 19 年 9 月 18 日 / 審査委員会

「認定審査」に基づいた審査結果を審査委員に報告し、審査判定を行った。

### (委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

### (事務局)

(社)全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一

### (内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、入荷・出荷管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

### Ⅲ. キリン木材株式会社の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、「キリン木材株式会社審査判定表」の 10 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいた「審査判定」を行い、審査委員に諮ったところ、キリン木材株式会社は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、下記の「向上目標」が付記された。

#### 【向上目標】

1. 認証林産物の分別・表示管理の徹底を図るため、関係職員に対し、分別・表示管理に関する十分な教育・研修を図ること。
2. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。

#### 基準 1 経営の健全性

**1-1 / 妥当である**  
持続的に事業活動を行いうる事業体であること。

キリン木材株式会社（広島県廿日市市木材港北）は、プレカットラインを保有し、工務店向けに木造軸組住宅の構造・羽柄プレカット材を供給している事業体である。顧客は、広島県を中心に、関西から、中国・九州地区一円までと広く、年間約 45,000 坪分の住宅部材の加工・供給を行っている。

**1-2 / 妥当である**  
経営指標に照らし、財務状態が健全であること。

「決算報告書」により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した

#### 基準 2 認証林産物取扱の業態

**2-1 / 妥当である**  
認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること。

同社は、終戦直後からビール箱などの製函業を中心に営んできた製材工場で、1995 年に製材事業から撤退したのを機に、プレカットラインを導入し、関西から、中国・九州地区一円まで広く、一般の木造軸組住宅向け構造・羽柄プレカッ

ト材を供給している。

また、2001年5月にプレカット部が、品質管理基準 ISO9001:2000 を取得し、品質管理を徹底しており、SGEC 認定事業体としての事業目的及び内容が適合している。

## **2-2 / 妥当である**

**認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること。**

先に SGEC 認定事業体を取得した永本建設(株)は顧客であり、今回の SGEC 事業体認定への取組は、広島県太田川流域を中心に SGEC 森林認証材住宅の普及を目指して活動する「太田川流域 SGEC ネットワーク」に加入し、高精度な加工技術を持ったプレカット工場として、流域の SGEC 認証材流通の一翼を担おうとの取組である。

## **2-3 / 妥当である**

**認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。**

得意先は、関西から、中国・九州地区一円まで広く、顧客である工務店等に、地球環境保全の観点から国産材、特に SGEC 森林認証林産物の普及を図ることに意欲的である。

## **基準3 分別・表示管理運営の体制**

### **3-1 / 妥当である**

**認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。**

「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、受入、保管、加工、出荷の各段階を想定した「認証林産物の流通計画書」を作成している。

### **3-2 / 妥当である**

**認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。**

材種と規格、顧客ごとに分類された材料保管場所を持ち、プレカット工場として、注文先ごとの木材が他と混入しないよう、ISO9001に基づく「作業標準」及び「製品管理標準」を定め、既往のラインにおいても厳密な管理が行われている。

認証林産物を扱うに際しては、さらに「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定め、「SGEC 森林認証された森林から生産した認証林産物と、非認証の他の林産物が受入から加工、出荷されるまでの各工程において、混入しないよう、分別・表示管理を担当する管理責任者を設置し、管理体制を確立するとともに、伝

票・帳票類を作成・保存して認証林産物の普及・PRに努める」こととし、分別・表示管理の徹底が図られていることを確認した。

### **3-3 / 妥当である**

**分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。**

全社的に分別・表示管理を担当する SGEC 認証林産物管理責任者及び、各部門の担当責任者を配置し、社員に SGEC 森林認証や認証林産物について教育研修を行うとともに、内部監査を行い取り扱いの周知徹底を図ることとしている。

### **3-4 / 妥当である**

**伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。**

現地確認により、伝票などの帳票類は、電算処理され、適正に管理・保管されていることを確認した。

認定後は、認証林産物と非認証林産物との番号を明確に区別することとしている。

### **3-5 / 妥当である**

**定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。**

現地確認により、原料及び製品などについて定期的に棚卸を行っていることを確認した。

なお、伝票などの帳票類を保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。